公益財団法人佐賀県スポーツ協会

佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

第１条（総則）

本規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第５条第２項に基づき、公益財団法人佐賀県スポーツ協会佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第２条（目的）

登録は、基本規程第２条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会及び総合型スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に加入することを目的として行うものとする。

第３条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ総合型クラブ単位で申請する。

第４条（登録審査）

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

２．登録審査については、別に定める。

第５条（登録認定）

前条に定める県協議会の登録審査を経たクラブについては、県協議会及び全国協議会の登録クラブとして認定される。

２．登録認定については、別に定める。

第６条（有効期間）

登録の有効期間は、当該年度の１１月１日から1年間とする。

第７条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。

２．登録更新審査については別に定める。

第８条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

（１）全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

（２）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際には、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブＳＣマークの使用に関する規程に基づき使用する。

第９条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第９条に定め

る事項を遵守しなければならない。

第１０条（登録料）

県協議会は、第５条に定める登録認定を行ったクラブから全国協議会が定める登録料として年額５，０００円を受領し、全国協議会へ納付するものとする。

第１１条（処分）

県協議会は、登録クラブが、第９条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるときは、全国協議会が定める処分細則に準じて調査審議を行うものとする。

２．前項の調査審議を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第１２条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第１３条（改定）

本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附　則

本規程は令和４年４月１日から施行する。